

第6期 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会（第3回）

1 日 時

令和7年7月23日（水） 午後1時から午後3時まで

2 場 所

東京都庁第二本庁舎 31階 特別会議室 27

3 出席者

和田委員長、宮古委員長職務代理者、中村委員、梅田委員、飯田委員、増井委員、瀬戸本委員、角南委員（8名）

※ 欠席 田中委員、宮島委員（2名）

4 事務局参加者

山田指導部長、藤田指導企画課長、毛利義務教育指導課長、中村特別支援教育指導課長、小林高等学校教育指導課長、中尾総務部企画担当課長、坂本教育相談センター次長、小鍛冶主任指導主事（生徒指導担当）、濱田主任指導主事（不登校施策担当）、河野主任指導主事（高等学校教育指導課）、岡村主任指導主事（デジタル企画担当）、塚原統括指導主事（教職員研修センター研修部教育開発課）、鈴木統括指導主事（生活指導担当）、川村統括指導主事（生活指導担当）、西山統括指導主事（人権教育担当）、小榮統括指導主事（特別支援教育指導課）、松井統括指導主事（高等学校教育指導課）、垣原統括指導主事（デジタル推進課）

5 傍聴者

0名

6 報道機関

取材0社

7 審議内容

1 挨拶

2 議事

（1）事務局説明

ア 教職員の意識啓発及び対応力等の向上について

イ 子供自身がいじめ問題の理解を深め、自ら考えて行動できるようにするための

取組の充実について

(2) 審議

ア 教職員の意識啓発及び対応力等の向上について

イ 子供自身がいじめ問題の理解を深め、自ら考えて行動できるようにするための取組の充実について

ウ いじめ防止対策推進法第 28 条及び第 30 条第 1 項に基づく報告について

8 審議記録

【事務局（小鍛冶主任指導主事）】

皆様、こんにちは。定刻となりましたので、和田委員長に会議の進行をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

【和田委員長】

本日は、東京都教育委員会いじめ問題対策委員会の委員 8 名の方々に参加いただいて、定足数に達しております。

なお、田中委員、宮島委員は、本日所用によりご欠席との連絡をいただいております。

それでは、ただ今から、東京都教育委員会いじめ問題対策委員会の第 3 回会議を開会いたします。

会の冒頭に、委員の皆様にお諮りいたします。

本日の審議事項ウは、「いじめ防止対策推進法第 28 条及び第 30 条第 1 項に基づく報告について」となっております。

「東京都教育委員会いじめ問題対策委員会規則」第 6 条第 4 項には、「対策委員が当該の調査を行う場合の会議は、出席した委員の過半数で議決したときは、全部又は一部を公開しないことができる。」と規定されております。

本審議事項は、個人情報を取り扱うこととなるため、非公開といたしたいと考えます。

これについて御意見ございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【和田委員長】

異議なしと認めます。よって、審議事項ウについては非公開とさせていただきます。

それでは会を進行いたします。はじめに、東京都教育長 山田道人指導部長から御挨拶をいただきたいと思います。

1 挨拶

【山田指導部長】

指導部長の山田でございます。

本日は御多用の中、第 3 回東京都教育委員会いじめ問題対策委員会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、日頃から、都内公立学校におけるいじめ防止対策の推進に、多大な御尽力をいただいておりますことに、改めて御礼を申し上げます。

会の冒頭に当たりまして、一言御挨拶をさせていただきます。

平成 25 年 9 月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、10 年以上が経過をいたしました。この間、私たちは、この法律や「東京都いじめ防止対策推進条例」、「東京都いじめ防止対策推進基本方針」を踏まえまして、いじめは、子供の生命や心身の健全な成長、人格の形成に重大な影響を及ぼすものであり、絶対に許されない行為であるとの認識に立ちまして、いじめ防止等の対策を推進してまいりました。

現在、全ての学校におきまして、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、「学校いじめ対策委員会」の組織が中心となりまして、いじめの未然防止、早期発見、早期対応などの段階ごとに、具体的な取組が行われているところですが、より一層の取組の充実のため、御参会の皆様から御意見を賜りたいと存じます。

さて、本日は、事務局から6月に策定いたしました「いじめ総合対策【第3次】」及び「いじめ総合対策【子供版】」について御報告をさせていただきます。また、第5期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会からの答申に挙げられた検証の視点で、「教職員の意識啓発及び対応力等の向上について」及び「子供自身がいじめ問題の理解を深め、自ら考えて行動できるようにするための取組の充実について」の2点に絞りまして、東京都教育委員会の取組を御説明させていただきます。

「いじめ総合対策【第3次】」、また子供たち自身がいつでも「いじめ問題」について考えられるように、子供の発達の段階に応じてデジタルブックとして新たに作成した「いじめ総合対策【子供版】」3編をどのように活用していくか、御意見を頂戴できればと思います。

「教員の意識啓発や対応力を向上していくため」に、もしくは「子供自身がいじめの問題の理解を深め、自ら考えて行動できるようにするため」には、どのような取組が必要か御教示いただければと思います。

委員の皆様におかれましては、東京都の子供たちが安心して学校に通うことができますよう、いじめ防止等の対策を一層推進するための方策について、専門の見地から御審議賜りたく存じます。

どうぞよろしくお願いをいたします。

【和田委員長】

ありがとうございました。ここで、本対策委員会の委員の紹介をさせていただきます。

「資料1 委員名簿」を御覧ください。1名の委員が変更となっておりますので、自己紹介をお願いしたいと存じます。飯田委員、よろしくお願いします。

【飯田委員】

皆さん、こんにちは。立川市教育委員会教育長の飯田芳男でございます。4月に26市教育長会長に就任いたしましたので、本日より出席させていただきます。今後ともよろしくお願いいたします。

【和田委員長】

よろしく願いいたします。ありがとうございました。

2 議事

(1) 事務局説明

ア 教職員の意識啓発及び対応力等の向上について

【和田委員長】

それでは早速議事に移ります。

皆様、進行に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

はじめに、事務局から、「教職員の意識啓発及び対応力等の向上について」説明いただきます。

よろしくお願いいたします。

【藤田課長】

皆様、こんにちは。指導企画課長の藤田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私からはじめに、令和7年6月に策定いたしました「いじめ総合対策【第3次】」の概要について御説明申し上げます。資料の11、スライドの1ページを御覧いただければと思います。

「いじめ総合対策【第2次・一部改訂】」策定後、令和4年11月に第5期いじめ問題対策委員会に対して、東京都内公立学校におけるいじめ防止に係る取組の推進状況の検証、評価及びいじめの防止等の対策を一層推進するための方策について諮問し、令和6年7月に子供が主体的に考える必要性などについて答申をいただき、【第3次】の策定に至っております。

いじめ総合対策【第3次】は、「都教育委員会、区市町村教育委員会、都内全ての公立学校におけるいじめ防止等の取組の一層の推進を図る。」ことを目的として令和7年7月1日から令和11年3月31日まで実施することとしています。

2ページを御覧ください。

策定の方向性です。「いじめ総合対策【第3次】」は、「いじめ総合対策【第2次・一部改訂】」の内容を受け継ぐとともに、国の生徒指導に関する資料の改訂等を受け、一層の推進に向けて策定しております。

資料の左中段にございますとおり、上巻では、生徒指導提要の改訂を受けて「生徒指導の2軸3類4層構造及びいじめに関する生徒指導の重層的支援構造」を具体的に説明したものを掲載し、自己指導能力を育成するための視点を明示いたしました。また、資料の中ほどにございますとおり、子供自身がいじめ問題への理解を深め、自ら考えて行動できるようにするための取組の充実といたしまして、「高校生いじめ防止協議会」の実施について記載しております。さらに、資料の右側にあります「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」の改訂に伴い、いじめの重大事態調査の進め方のフロー図やいじめの重大事態に対応する際の課題につきまして、根拠法令等を基に解説しております。下巻におきましては、児童・生徒が、自己指導能力を身につけることができるように、全ての学習事例において「生徒指導の実践上の視点」を明示いたしました。

また、資料右下に記載いたしましたとおり、発達の段階に応じまして、3編の「いじめ総合対策【子供版】」を新たに作成いたしました。上・下巻及び3編の子供版はデジタルブックとして今回作成しております。

こちらの資料の3ページから6ページに【参考】といたしまして、上巻・下巻・子供版それぞれに策定のポイントを掲載しております。

スライドの7ページは、本日この後、御審議いただく内容の一つであります「教職員の意識啓発及び対応力等の向上」につきまして、「いじめ総合対策【第3次】」の活用として、「いじめに関する授業」を取り上げて御説明申し上げます。

いじめ総合対策で定めておりますように、東京都の公立学校においては、全ての学級で「いじめに関する授業」を年間3回以上実施することとしております。

「いじめ総合対策【子供版】」では、スライドのとおり3編全てにこのことを記載しております。これは、一人一人の児童・生徒がいじめに対する学校の取組を知ると同時に、いじめについて知ってほしいポイントを知ること、目的意識をもって授業に臨めるようにするためのものでございます。御覧のとおり、対象とする学年に合わせて表現は工夫してございます。

8ページになります。東京都教育委員会では、以前より御案内のとおり「高校生いじめ防止協議会」を行っておりまして、「いじめ防止」に関する施策につきまして、子供の視点で考え、見直しを図り、どのような取組が必要かを協議しております。「いじめ総合対策【第3次】」は、本協議会の子供の意見に関する取組に、資料の下に記載しております「子供の意見」というマークを付けることによって、「いじめ総合対策【第3次】」を活用

する教職員等が、子供の声を意識して「いじめ防止」に関する取組を行えるように工夫しております。

9ページになります。例えば、子供たちから意見のあった「魅力ある授業の実現」という項目にマークを付しております。「高校生いじめ防止協議会」では、「日頃の授業について、グループワークを取り入れるなど、子供が気軽に発言できるように授業改善が必要だと思う。」という意見が出ました。教職員がこのような子供の意見があったことを知り、日頃から主体的・対話的で深い学びを実現する授業を目指し、子供たちが話し合い、学び合う授業などを通して、子供同士が互いの良さを認められるようにすることが必要であることを、本資料を通して伝えてまいりたいと考えております。

次のページ、10ページになります。下巻「実践プログラム編」に掲載しております28の授業例を参考にしつつ、年3回以上の「いじめに関する授業」を行い、全ての子供に対して、いじめは絶対に許されない行為であること、たとえ、相手の子供の言動に原因があるとしても、いじめを行う方法で対処してはならないことを、十分に理解させていくことを求めています。また、同じ言葉や行為に対して、楽しいと感じる人もいるがつらいと感じる人もいるなど、人によって感じ方が異なることなどについて、子供同士が話し合いながら考える活動を通して、どのような行為がいじめに該当するかを指導できるようにしております。

以上で事務局の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

【和田委員長】

はい、ありがとうございました。

ただ今の内容について、この時点で御質問がありましたら出していただければと思います。

よろしいでしょうか。また後程の審議の中で、御質問があれば出していただければと思います。

イ 子供自身がいじめ問題の理解を深め、自ら考えて行動できるようにするための取組の充実について

【和田委員長】

それでは次に、「子供自身がいじめ問題の理解を深め、自ら考えて行動できるようにするための取組の充実について」説明をいただきます。

【藤田課長】

引き続き、いじめ総合対策【子供版】について御説明申し上げます。

恐れ入りますが資料の方、12になります。こちらを御覧ください。よろしいでしょうか。

スライドの1ページを、御覧ください。前回本委員会の第2回で御説明いたしましたように、高校生いじめ防止協議会での意見を基に、「いじめ総合対策【子供版】」を作成いたしました。

【子供版】は、発達の段階に応じて、「小学校1年生から3年生向け」、「小学校4年生から6年生向け」、「中学生・高校生向け」の3編とし、都内の公立学校に通う児童・生徒がいつでも「いじめ問題」について考えられるようにするためにデジタルブックとして、一人一台端末に保管することを推奨しております。

3編ともスライド右側に掲載しておりますように、6点の主な内容で構成しており、発達の段階に応じて、説明方法や示し方を工夫してございます。

2ページを御覧ください。いじめの定義について説明しております。

左にある「小学1年生から3年生向け」では、身近に起こり得る出来事、例えば「勝手

に友達の消しゴムを使う行為」などを事例として説明し、下段には、ポイントとして、いじめは、加害の子の人数や、暴力の有無、行為の回数などによって変わるものではないことなどをやさしい言葉で説明しております。

中央の「小学4年生から6年生向け」では、身近に起こり得る出来事の事例と併せまして、いじめの定義が法律で定められていることについて言及しております。

右の「中学生・高校生向け」では、いじめの定義の内容を、定義が変わるきっかけとなった事案と共に示すことで、いじめの定義が、その背景とともに、どのように見直されてきたのかを理解できるようにしております。

【子供版】3編の内容については、このように発達の段階に応じて、工夫をいたしました。

3ページを御覧ください。【子供版】の作成に当たりましては、パブリックコメントの他、都内公立学校を私ども指導主事等が訪問し、子供たちから直接、意見の聴取を行いました。規模等につきましては、御覧のとおりになります。各校、生徒会役員等の代表児童・生徒から意見を聴取いたしました。

次のページになります。こちらには、子供たちからの主な意見と【子供版】への対応等について記載しております。

2番の「(2) 子供の感想について」にございますとおり、謝っただけでは、いじめは解消できていないことが分かった。」「悪気はないことでも、いじめになってしまうことが分かった。」などの感想があり、子供にいじめについて学んでもらえる良い教材であることも私どもは分かった次第でございます。

5ページには、子供の意見聴取を受けて対応した主な2点について記載しております。

まずは、スライドの左の「犯罪行為につながるいじめ」の修正点でございます。元々、「小学4年生から6年生向け」と「中学生・高校生の生向け」には、赤枠のとおり、いじめに関連する犯罪行為等の名称を記載しておりました。子供からの意見に「いじめが犯罪行為になることがあるというのが分かった。いじめが犯罪につながる行為について、小学校低学年から知った方がいいと思う。」こういったことを受けまして、「小学校1年生から3年生向け」にも水色の枠のとおり、3点のいじめについて取り上げ、「いじめ」も「暴行」や「窃盗」などの犯罪になることがあることを具体的に記載いたしました。

次にスライドの右には、特別支援学校の生徒からの「最後に、心にとどまるメッセージを入れてほしい。」との声を受けまして、小学校1年生から3年生向けに「いじめを受けた人はそのことをずっと忘れないよ、心の傷は一生残るんだよ」というメッセージを入れるなど、全ての【子供版】にメッセージを加えました。

さらに、その上に、都教育委員会の「いじめを受けた児童・生徒を必ず守る」という決意を込め、それぞれの子供版に「身近な大人があなたを必ず守ります」というメッセージを掲載いたしました。

6ページになります。

これまで行ってきた「高校生いじめ防止協議会」での内容を簡単に説明しております。

各校において、いじめ防止に関する協議会等を教員が主体で行うのではなく、子供が主体となって行われるようになってほしいという願いを込めております。

7ページになります。

「いじめ総合対策【第3次】」及び「いじめ総合対策【子供版】」を都立学校や区市町村教育委員会に通知する際、「いじめ総合対策【子供版】の活用例」について、を作成し、お送りすることで、都教育委員会として取り組んで欲しい内容を周知いたしております。

今後、この子供版の授業等での活用を都内全公立学校に促すとともに、保護者への意識啓発に活用いただくなど、子供や保護者の理解啓発を図ってまいりたいと思います。

説明は以上でございます。御審議いただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

【和田委員長】

ありがとうございました。ただ今の事務局の説明について、今の説明の段階で何か聞いておきたいこと、御質問がありましたら出していただければと思います。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは後程の審議の中で、もし何かありましたら御質問いただければというふうに思います。

（２）審議

ア 教職員の意識啓発及び対応力等の向上について

【和田委員長】

それでは審議に移りたいと思います。初めに、「ア 教職員の意識啓発及び対応力の向上について」です。

先程の事務局の説明を踏まえまして、本件について、委員の皆様にご意見を頂戴できればと思います。

審議を進めていく観点としては、先程ご紹介いただいた「いじめ総合対策【第３次】」をどのように活用していくか、あるいは、「いじめの授業」に関する事で、先生方の意識啓発や対応力に関する部分、どのような取組があればいいのかということについて、御意見をいただければと思います。

それでは、梅田委員、お願いします。

【梅田委員】

教職員の意識啓発ということで、いじめに関する授業のことで、考えたことをお話させていただければと思います。年間３回ということで、一応プログラムもあって、年間の計画も出ているのですが、何を目的につくるのかということの共通理解を先生方がどういうふうに図るかということが学校の中で一番大事だと思うのです。校内研修を学校では１というふうに計画の中で入っているのですが、言葉だけではなく、子供たちに何を大事にして伝えていくのかということ、先生方が共通理解するということ、授業を実施するに当たって考えるというのが一点です。

また、この対策を見ると、「いじめはいけない、いじめは駄目」ということが中心になっていますが、最も大切なのは学年が始まったときに、特に小学校、中学校などは、「この学級をどういう風土にしていくか」という。「いじめをなくしていくために、どんな学級にしていくか」ということを話し合って、それぞれ取り組んでいこうという意識を持つことではないかと私は思っているのです。その辺がこのいじめの授業とリンクしているといいかなと思いました。簡単ですけど以上です。

【和田委員長】

ありがとうございます。感想でも結構なのです。何か事務局からありますか。よろしいですか。はい、お願いします。

【事務局（小鍛冶主任指導主事）】

ありがとうございます。今ご指摘の点、非常に重要だと考えておりまして、例えば、下巻の実践プログラムの方には、それぞれのプログラムに「学習のねらい」が記載しています。例えば、下巻の74ページを見ていただきますと、「いじめの定義の確実な理解」という目的で研修をするということが分かるようになっております。

しかしながら、ご指摘のとおり、教職員がちゃんと理解した上で年間計画に落とし込ん

でいるかという点については、まだ不十分な点があるかと思います。そちらについては、これから教員向けの研修等でしっかりと意識啓発を図ってまいりたいと考えております。

また、例えば下巻の52ページには、「望ましい人間関係の構築」というのが、中学生のテーマとして授業プログラムに入っております。「いじめは駄目です」というのが中心になりがちなのですが、プログラムを細かく見ていただきますと、前向きな人間関係づくりですとか、クラスの方向性づくりのようなプログラムも随時掲載をしておりますので、先生のご指摘をいただいたところで、これらの推移値が重要になると認識をいたしましたので、そういった取組もしてまいりたいと思います。

【和田委員長】

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

はい、瀬戸本委員、お願いします。

【瀬戸本委員】

この子供版の一番後ろのところに、「身近な大人があなたを必ず守ります」というメッセージを入れていただいたのは、すごく素敵だなと思って、嬉しいなと思いました。それから、先生だけでなく、子供に関わる子供の周りの大人全員が、子供たちから「本当に守ってくれる存在だ」と思われるように、一人一人頑張らないといけないのだなという、この言葉の重みも感じます。

学校の中で教材として使われるものではあると思うのですが、今、割とコミュニティスクールで、学校運営連絡協議会というか、子供に関わるいろんな大人が学校に集まりますけれど、そういったところでも使っていただけるといいのではないのかなと。どの大人に相談するかというのは子供が選ぶので、子供に選んでもらえる大人に私たち一人一人がなれるような研修が、教職員だけではなく、学校に関わる地域の方も含めた場で、こういった資料を使ってもらえるように働きかけるのもいいのではないかな、というふうに思いました。

【和田委員長】

今、御意見いただいたように、プログラムは、教員だけではなくて、保護者に対しても提示されているわけですね。そのことも含めて、活用できる資料になっているのではないかなというふうに思います。ありがとうございます。

他はいかがでしょうか。では、増井委員。お願いします。

【増井委員】

ありがとうございます。前回の総合対策でもそうでしたけど、今回もいろいろプログラムが、それぞれの学年とか、教職員・保護者向けというふうに充実してきているな、と思っております。

学校で言うと、年3回の授業と、日常に起きてくる様々なトラブルとをどうリンクさせていくのか、さっき梅田先生がおっしゃっていましたが、その3回の授業だけではなくて、それをどう日常の学校生活にリンクさせていくのかなということが、もう少し現場の先生方に見えやすくなると、「この研修を実際に授業でやってみよう」とか、使った後の広がりがあるのではないかなというふうに思いました。

だからいじめだけではなくて、もちろん自殺予防にも重なってくるところはありますし、人権教育というところにも重なってくるというか。そういうところがうまく有効活用できていけるといいのかな。そのためにはやっぱり日常とのリンクをどうしていくのかというのが、一つポイントになるかなと思いました。以上です。

【和田委員長】

ありがとうございます。冊子ですので、学校で起きた様々な出来事とこれをリンクさせていく、どこでどういうふうに授業として展開するかというのは、なかなか難しい部分はあるかと思うのですが、やはりその辺のところの実態と、この冊子の関係がうまくつながっていくといいですね。それがないと、教科書で終わってしまう。そういう感じがありますね。ありがとうございます。

他はいかがでしょうか。はい。よろしくお願いします。

【宮古委員】

「いじめ総合対策【第3次】」上巻・下巻と読ませていただいて、非常に充実しているなというのが、まず率直に思ったところです。全国的に見ても、ここまでガイドラインを充実させているところというのは、本当にはないのではないかなというぐらいの印象を私は個人的には持ちました。

また、このいじめ総合対策の子供版もすごく整理されていて、先程、瀬戸本委員もおっしゃっていたようなメッセージ性も、とても重要なメッセージがちりばめられているなどというところは、最初に感じたところです。

それを踏まえて、今日の議題の「教職員の意識啓発及び対応力等の向上について」というところで、私見としていくつか思い浮かんでいることを述べさせていただきます。この素晴らしいガイドラインを、各学校が、どのような形で遂行していけるか、というところのモニタリングのようなことが必要になってくると思っています。ガイドラインがきちんと遂行されているのかということの要点を、例えば、各区や市などの教育委員会が定期的に何かモニタリングをしていく必要性というはあるのかなというところです。

ただ、ここで難しいのは、トップダウンが強すぎると、どうしても「やらされ感」が出ます。本当は主体的に各学校がこのガイドラインの意義を理解して取り組んでいっていただくことが究極的には一番大事だと思いますが、積極的にやる学校も、もちろんあると思うのですが、一方で、いじめ対応について、消極的な学校もどうしても出てくるとは思います。そういった中で、こういったガイドラインを各学校に主体的にやってもらうためには、こういった政策誘導をするか。意欲が高い学校は、政策誘導しなくても自ら主体的にやっていただけると思うのですが、そういった認識が乏しい学校に対して、どういうふうに政策誘導を行政として行っていくことができるのかというところは、また別の手立てが必要になってくるかもしれないというところはと思っています。では具体的にどんなインセンティブが考えられるのかと言われると、ぱっと具体が浮かぶわけではないのですが、こういったことを履行することで、こんなに意味、意義があるということをもどくように実感してもらうかというところが、一つ手がかりになるのかなというのはいましました。

また、教職員の意識啓発及び対応力等の向上について、教職員研修は非常に充実しているので、さらにというのもちよっと言いにくいところはあるのですが、教職員研修もよく「探究」というところもキーワードになっておりますので、ケースメソッドのような、ケースを意識されたり、課題解決型のようなことも、生徒指導、教育相談の充実、いじめに対して、そういったところに、そういったスパイスというかメソッドを入れてみたりするというのも意義があると思います。

あとは、「学校いじめ防止基本方針」と「学校いじめ対策組織」を形骸化させないという意味で、そういったところも一体的に行いつつ、あとは東京都の強みで、保護者プログラムは非常に重要だと思っています。保護者プログラムを確実に履行してもらうためにも、そういったところのモニタリングも必要かなというところは感じています。

あれこれ感想めいたことを申し上げましたけれども、今、感じたところは以上でございます。

【和田委員長】

ありがとうございます。何か事務局からございますか。

【事務局（小鍛冶主任指導主事）】

ありがとうございました。モニタリングについては、やはり重要だと考えております。現在、東京都では6月と11月にいじめ防止強化月間「ふれあい月間」と称して各学校に総点検をしていただく取組を実施しています。いじめの取組に関するチェックリスト等を配布して、自校のいじめ防止対策がしっかりできているかを確認していただく取組を行っております。

ただ、昨今、各学校での自己点検にとどめているところもございます。その結果をどのようにこちらが把握して、今後に生かしていくかという点は検討させていただきたいと思っております。

また、保護者プログラムについても、この【子供版】というのが一つ大きな契機になると考えております。【子供版】と称してはいるのですけれども、分かりやすくいじめについて学べるという意味では、保護者も読んでよい教材にはなっているかと思います。今後、子供版をどのように保護者も含めて啓発に使っていただくかということについても、今後検討していきたいと思っております。ありがとうございました。

【宮古委員】

どうもありがとうございました。

【和田委員長】

他はいかがでしょうか。中村委員、お願いします。

【中村委員】

私も感想的な内容になりますけれども、生徒指導を前面に出して、「自己指導能力を育む」という文がすごく今回読んでいて、素晴らしいなと思っています。

やっぱりどうしても生徒指導は、教育課程にどうやって結びつけるかという視点がなかなか難しい点があります。現行学習指導要領は、生徒指導との関連について丁寧に書かれているのをもう一歩さらに進めて、「例えば、こんなことが考えられる」という、領域を持たない、生徒指導の機能を実際に教育活動に生かせるようなプログラムになっているというふうに思います。

どこでどのようにやるかと言ったときに、道徳教育であるとか特別活動、学級活動、ホームルーム活動に、各学校で工夫してやっていかれるのがいいのではないかなというふうには見て思いました。

それを教育活動でやるということは、やっぱりめあてや目標があって、それに対する評価がございますので、その評価のところが、宮古委員の方では「モニタリング」というふうに言いましたけれども、さらに学校の中で定期的に検証していったって、このような「発達支持的生徒指導を具現化した」というところになるのかなと思いますけれども、これの効果測定が学校の方でも簡単にできるような検証システムみたいなのが、さらに開発できるというふうには思っています。

法律ができて、10年経ちましたけれども、第1条の「いじめの積極的認知」が定着するまで大体10年ぐらいかかったのではないかなと思っています。この【第3次】を見ると、その次のフェーズといいますか、子供たちに力を付ける、子供たちを育てるという視点で、非常に長い時間がかかるかなと思いますけれども、これを本当に着実にやっていくことで、かなりいじめ問題の本質的なところにアプローチできるのではないかなというふうに期待したところです。以上です。

【和田委員長】

はい、ありがとうございました。他はいかがでしょうか。飯田委員、お願いします。

【飯田委員】

事前に読ませていただきましたが、特に学校の現場では、実践プログラムの下巻のような内容が、緊急な必要性が生じたときには非常に役に立つのだなと考えました。いろいろな学校の先生がいて、世代別にもいろいろで、それからスキルも違いますので、同じ土俵に乗るといえるときには、こういったプログラムは非常に重要だと思ひまして、ありがたいという気持ちで拝読させていただきました。

学校現場では、よく「いじめです」ということで、学校にお見えになる保護者がいます。学校側の答えとして、傾聴はするのですが、概ね解決に向けてこじれるときの一言が「様子を見てみます」ということなのです。「様子を見る」その思いは、保護者側は「解決してくれるのかな」というふうに思いますし、教員の方は、スキルによっては、若い先生によっては、本当に様子を見るだけ。また管理職によっては、成り行きを注視していくだけ。というように、齟齬が生じることが原因であると思っています。そのような、思いが様々で統一されないことがあるということが、現場の難しさだと思います。

そういったときに、こういったプログラムがあるということは、いざという時にも役に立ちますし、それから研修でも役に立つので、ありがたく現場の方で受け入れられるかなというふうに思います。

今の生活指導主任が生徒指導提要を持って会議に臨むかという、全くそういう雰囲気はなくて、校長が教員の分を買って持たせて、会議のときには必携させてということをやっているという現状があります。こういうプログラムが根付くために、持たせて、中身を見せて、毎日少しでも、ちょっとアナログ的ですけども、「何ページを読んでみましょう」みたいな紹介がなされる学校が増えていくといいなという思いを持って拝見いたしました。以上です。

【和田委員長】

ありがとうございました。今日の朝のテレビでも同じように、いじめを受けたお母さんや、過去にいじめを受けた方が、やはり学校の対応として「様子を見ましょう」とか、そういうことによって、なかなか解決に結びつかないというようなことを放送されていました。

確かに学校現場ではそういうようなことがあって、「どうしたらいいのか」ということを、プログラムというか、そういう流れをきちっと先生方が理解しておくことが大事なのではないかというふうに思いました。今の飯田委員の発言なども聞いていて、やっぱり学校現場はそういうところがあるなというのを強く感じています。

(2) 審議

イ 子供自身が いじめ問題の理解を深め、自ら考えて行動できるようにするための取組の充実について

もう一つの議題である子供たちの主体的な活動の件に入るわけですが、子供版ができたきっかけになったかは分かりませんが、この委員会でも拝聴した東京都で実施している高校生いじめ防止協議会での発言があります。高校生がその会議に参加して、いじめ総合対策という冊子があるということを知って、それを先生方に聞いたら、「そんなもの見たことはない」と。そういう発言が出て、「ああ、そうか、痛いところを突かれたな」という気がしたことを記憶しています。

そういう意味からすると、子供版と一緒にできたことによって、この総合対策を先生方もしっかり勉強しておかないと子供たちの指導もできないし、逆に子供たちから質問を受け

て、具体的にどうするのかというときの回答にも苦慮するような場面が出てくると思うのです。

だから、この活用を、もちろん総合対策第3次の活用も内容的には大事なところが非常にあるのですけれども、子供版との活用を並行することによって、先生方の理解も深まっていく。深めていかなければならない。そういう状況が生まれてくるのではないかと思います。

高校生が今度質問したときに「知っているよ」と先生が自信を持って言えるような、そういう資料というか冊子になっていけばありがたいなと思っています。

今、高校生の発言を取り上げましたけれども、私もいじめの研修会とか、あるいは道德の授業、いじめに関する授業のときに、学校を訪問するときに強く感じていることのひとつが、「校長先生がどれだけいじめ問題に対して関心を持っているか」ということが、非常に温度差がある、ということです。

研修会の前などに校長先生とお話する機会があるのですけれども、校長先生によっては非常に理解を示して、今度の研修の大切さをお話されるのですけれども、別の校長先生は、形式的な形で、「うちの先生たちよくやっているから、研修をよろしくお願いします」程度の方もいます。やはり校長先生自身がいじめ問題に対して、自分の学校のいじめが起きていないかどうかという関心をもつとか、その対応を真剣に考えていこうとしているかどうかということに対して、非常に温度差を感じています。私は、この第3次ができた段階で、校長先生が課題意識を持つような、せつかくこういうのが出た機会ですので、校長会の研修の中でもお話しいただいて、その中で校長先生がやっぱり「問題を解決していくにはリーダーシップを発揮しなければいけないのだ」という自覚を持っていただくようなことが大事なのではないかと思っています。

それから、この冊子の使い方ですが、プログラムのところは研修として使っていけるのですけれども、私はもう一つ大事な点としては、教員一人一人が関わっている組織の中で、この冊子をどう活用していくかを研究してもらいたいと思っています。管理職はこれをどう活用するのか、生活指導主任はこれをどういうふうに使っていくのか、学級担任はこの冊子の中のどの部分を活用して、学級経営や学級活動をしていくのか。そういうような役割。それから先程もちょうと出て、まさにそうだと思いますのですけれども、学校いじめ対策委員会の担当の先生は、この冊子をどういうふうに活用していったらいいのかということを、やはり組織の担当として考えていかなければいけない。もっと細かいことを言えば、各分掌の先生方が、教務だったら教務の立場でこれをどう活用するか。生活指導だったら生活指導でどう使っていくのか。安全教育に関わる分掌があるのであれば、安全教育の中でこの冊子をどう活用していくのか。そういう組織の一員としての役割と責任を感じるような、そういう内容をもう一度見直していただきたいと思っています。

冊子の配布で終わってしまわないように。なかなか中身をよく見ないことがあるので、そういう見方や活用の仕方をしていただければなというふうに思っています。

他の委員の方は、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

イ 子供自身がいじめ問題の理解を深め、自ら関挙げて行動できるようにするための取組の充実について

【和田委員長】

それではもう一つの「イ 子供自身がいじめ問題の理解を深め、自ら考えて行動できるようにするための取組の充実について」について御意見をお願いしたいというふうに思っています。

子供自身がいじめの問題を自分で理解をして、そして主体的にその解決に当たって、いこう、あるいは取り組んでいこうという、そういう意味で、どのような活用の仕方、どのような活動を子供たちがしていったらいいのか。ということについて、御意見をいただ

ればありがたいと思います。よろしくお願いします。

この子供版の活用でも結構ですし、また、学校における児童・生徒の主体的な活動の場面でも結構だと思います。どのような取組を期待したいのか。いかがでしょうか。はい、増井委員、お願いします。

【増井委員】

実際にそれができるかどうかはちょっとあれなのですが、最初に考えたのは、高校生がせっかく発案して作ってくれた、その高校生の委員の生徒さんたちが、例えば中学とかに出前授業みたいな形で来てもらえないかしら、とちょっと考えました。

それがちょっと難しいのであれば、今、地域の小学校・中学校は同じ学校区なので、例えば、その中学生が出前授業みたいな形で小学校に授業に行ってもらおうというか。つまり、授業をするためには、子供たちも理解しないといけない。その授業する側の子供たちも、きっと理解してくれるだろうし。先生から授業していただくというのも大事だと思うのですけれども、さっき言った「子供たちを守る」のは、ちょっと年上のお兄さん・お姉さんだったり。もっと広げると、ちょっとずれちゃうけど、その地域の人とか保護者の人がやってくださるということもありかな、と思ったりしました。思いついた案です。

【和田委員長】

はい。ありがとうございます。この子供版を使ってということも含めてですね？

【増井委員】

もちろんです。はい。

【和田委員長】

はい、梅田委員。

【梅田委員】

子供版ありがとうございました。各学年のをそれぞれ見せていただきましたが、子供たちに向けていろいろかみ砕いて書かれているなというふうに思いました。

ただ、低学年のところを、例えば1年生から3年生向けを見ると、1年生にしては難しいかなと。全てが。というふうに思うのです。言葉の使い方も。学校で、例えばこれを「1年生から3年生まで」ということは、「3年間使ってくださいね」ということだと思うのです。そのときに、最初の1年生ではここここがとても大事だから、例えば「いじめってこういうことなんだよね」というのが大事だったら、そこを1年生ではやりましようとか。あるいは、さっきの保護者ではないですが、「おうちで、おうちの人と一緒に読んでみて、わからないことがあったら先生に聞いてね」というような使い方もできるのではないかなと思いました。

そして、例えば低学年のは、12ページにあるのですが、「自分たちにできること」という、これを毎年具体的に自分がやることを考えていったらいいのではないかな。例えば、「皆に話しても大丈夫」という、安心して話せる場をみんなでつくる。そのために、「1年生の自分はこんなことをするよ」と。あるいは、2年生の自分だったら、「1年生のときはこういうふうにしたけど、2年生はこうだ、3年生はこうだ」というふうに積み重なっていくこともできるのではないかな。その辺を具体的にしたらいいかなと思います。

子供たちは、すごく力がある。先程委員からお話がありましたけれども。私自身の経験は、小・中学校で一緒に、小学校の5～6年生と中学生で、いじめのことについて話をしたことがあります。いろんな話が出てきて、代表の子だったのですけれども、何人か。とても有意義だったと思っています。先日、東京都内のある中学校に行かせていただいたのですが、そこでは生徒会が何かのきっかけでピンクシャツデーを知って、それを学校全

体で書いて貼っていこうという話をして、貼ってあったのです。それを今度は小学校に広げたいと中学生が言っていました。そういう子供たちの活動を、これを基に「ここにも書いてあるから、できるよ」というふうに先生方が後押しをしてくれてもいいかなと思いました。

【和田委員長】

ありがとうございます。実際にそういうような内容は、すぐにできますよね。

ちょっと私の方から最初に。この子供版ができたときに私は大変嬉しく思って、先程申し上げたように、高校生からの「痛い」意見を受けながら作っていただいて、本当にありがたかったと思っています。

私はこの子供版の活用について、少しこんなことでいいのではないかという、自分が校長をやったりとか学校の教員であったりしたことを踏まえて考えたのですが、この活用は、初めはやはり先生方による働きかけが必要だと感じています。「これを読んでおけ」ではなくて、まず先生がスタートを切ってあげる。この活用方法を活動に結びつけるためのアドバイスなどもしていったらいいのではないかと。

それから二つ目に考えたのは、この子供版をいじめ対応、あるいはいじめ防止の学校スタンダード、つまりいじめ防止のための行動基準、あるいは理解の基準になるような、学校スタンダードにならないかと思いました。

その手順は、こんなふうに考えたかどうかということで、ちょっと私自身が考えたことを、長くなりますけど申し上げたいと思います。

まず初めに、スタートは全校集会とか学年集会、あるいは生徒指導集会の中で、この子供版の全ページについて、全てのページについて、時間は短くても結構ですから、とにかく「こういうことが書いてある冊子なんだ」ということを子供たち全員に知らせる場面を作っていただきたいと思っています。お話の上手な校長先生や副校長先生がいらっしゃいますし、生活指導主任の先生方、大変こういうのが上手ですので、まず全体に話をすること。

二つ目は、この話を受けて、各学級で学級経営や学級活動の中、あるいはホームルーム活動の中で、この子供版の項目の中から、学級ごとにテーマ、課題を選んで、学級会で話し合うということです。そこで全部について漠然と話をするのではなくて、「何ページのこの内容について話をしたい」というようなことがあったら、それを取り上げて話をする。

次の3番目の段階は、児童会が先程から出ていますが、児童会活動や生徒会活動で各学級やホームルームでの話し合いを報告して、学校全体でどんな課題意識を持っているかということ共有するような、そういう児童会・生徒会の活動があってもいいのではないかと思います。

さらに4段階目としては、この児童会や生徒会の担当教員が職員会議でそれを報告すること。つまり、学校の中で様々なクラスがあるけれども、「こんなクラスはこんなテーマを選んで、こんな話をしたよ」ということを職員会議や研修の場で先生方全員に伝えるということです。つまり、自分の学校の子供たちの関心時はどこにあるのかということ、やはり先生全体が理解をするということになります。先程の前半のテーマにもつながっていくところなのですから、そういう内容を先生方が共有する場面があるだろうと思います。

次の5番目の段階は、校長が学校いじめ問題対策委員会の中で、きちんと報告をする。「こういう取組をしていますよ」ということを報告する。あるいは、PTAの役員会・総会の中でも、こういうような活動について「やっていますよ」ということを、報告することです。

そして6番目の段階としては、今度は担任の先生が保護者会で「クラスの中でこんな話し合いが行われました」ということをきちんと伝える。そういうような場面が出てきていい

のではないかと思います。

そして先程から出ているように次の段階として、家庭で親子の話をする、そういう話題になるような、そんな内容が考えられるのではないかと思います。

学校の中で子供たちが主体的に取り組めない理由として、いじめを口にすることを億劫がったりとか、あるいは控えたりしてしまうようなところがあるわけです。いじめ問題だけに限らず、様々な学校の問題を解決するためには、みんながいじめについてどこでも話ができる、公のところで話ができるという学校の雰囲気や学級の雰囲気を作る必要があるわけで、その起爆剤としてこの子供版というのは活用できていくのではないかなというふうに思いました。

ちょっと長くなりましたけれども、この子供版の活用については、ぜひ実効性のある、そういう取組にさせていただきたいなという思いから、一つの案として提案させていただきました。先程それぞれの委員の方からも発言がありましたけれども、そこと重なる部分もあったかと思いますが、全体としてそういうような活動を通して、いじめ対応の学校スタンダードにならないか。これを一つのみんなの共通の冊子にしていけないか。ということ、私としては提案をしていきたいと思っています。ちょっと長くなってしまいましたけれども、冊子を見たときに、これを何とか活用できないかということで少し考えてみました。

他の委員、いかがでしょうか。はい、瀬戸本委員さん、お願いします。

【瀬戸本委員】

ありがとうございます。とてもすごくまとまったいいものができて、使いやすいな、使いやすいだろうな、というふうに思います。思う反面、これを教材にしてしまっただけではないだろうなと。使いやすいので、多分授業に使えるかなと思ひまして。授業に教材として使ってしまうと、やっぱり授業になってしまう。子供が我がこととして考えられる、さっき中村委員もおっしゃったような、自己指導能力をつけるためのものであってほしいとすごく思います。教材にして授業にしまうと、そこがうまくいかなくなってしまうのかなと思いました。

今、委員長のお話にもあったように、高校生の委員会とかで話し合われたことが、いかにその学校の中に持って来れるかというところが大事な部分になるかと思っています。学校の外で話し合われていることではなくて、やっぱり学校の中で、子供たちによるシンポジウムみたいな形にして、いじめについて話し合うような、話し合われている場面を全校生徒も一緒に聞いていられるような、何かそういう機会を工夫するとか。子供たちが我がこととして考えて、自分で考えて行動できる力というのがとても大事ななというふうに考えています。

こここのところ SNS のトラブルとか、そのいじめというのがとても低年齢化してきているというのを、現場の肌感覚で感じています。そここのところを防いで行くのは、大人というよりは、やっぱり子供たち自身なのだろうなと思います。だから、子供たちにいかに力をつけてもらうか。子供たちが主体なのだということを、現場の先生方にしっかりまず意識していただくことが大事ななと感じました。以上です。

【和田委員長】

ありがとうございます。中村委員、お願いします。

【中村委員】

今の件で関連することですけども、「題材」という言葉があります。教材化するのは確かに一つの価値観を押し付けるようで、どうかなと思いますが、題材にすると、子供たちはいろいろと話し合っ、最後は自己決定していくという。特別活動という教育活動の中ではそのように考えて学習活動を進めてまいるわけですけども、題材としてどのように取

り組んでいったら、どんなことができるかなということを、今、御発言に続き考えたのが、例えば、生徒会とか児童会で全校的な取組で、例えば人権週間あたりに、いじめを少しテーマにしたこともできるかもしれませんし。あと私自身、出前授業で子供たちの前で授業をよくやるのですが、そのときに管理職の方が言われるのが、「同じ話をしているのだけど、外から来た先生が話をすると不思議に子供たちの受け取り方が違ってくる」みたいな話も聞いたことがございます。

それから、たまには作られたものを、学校の先生でない方がやっても面白いのかなと思います。あとは弁護士の先生なんかが法教育ということで出前授業をかなり今、積極的にやられているというのを聞いていますので、そんなものと紐づけしたりすることもアイデアの一つかなと思いました。以上でございます。

【和田委員長】

ありがとうございます。確かに、毎回担任の先生が「いじめ駄目だよ」という話をするというのは、前にもちょっとお話ししましたが、中学生と話してみると、「もうわかっているよ」と。「もうこの道德の結末はわかっているよ」ということを言うんですね。中学2年生、3年生になってくると。そういう授業ではなくて、今のように、私が前にもちょっとご紹介しましたが、学校の校医さんが「いじめというのは、このような身体的な影響があるんだよ」というようなお話をしてくださった例なんかもあるのですが、弁護士さんであったり、あるいは大学の先生であったり、外部の先生であったり、あるいは、いじめを受けたお母さんや親戚の方であったり、そういう方の授業というのは非常に心に入っていくのではないかと思います。

それから先程、瀬戸本委員がおっしゃったことですが、生徒のいじめの会議をやる時にどうしても自分の学校以外で会議をやるのです。なぜ学校の中でシンポジウムができないのか。学校の先生が恐れているのは、「一部の学校の中でいじめがあるではないか」という前提があるので、いじめの問題を取り上げると、具体的に今、起こっている自分の学校の中のいじめが取り上げられたりとか、いじめる側の子供たちを追及されたりするのではないかと。そういうことを非常に気にされているのです。だから、私が先程申し上げたのですが、そういうことにならないような学校の雰囲気。「いじめについて誰が話してもいいのだ」という。「どういう場面でも話せるし、先生も聞いてくれるし、みんなで意見交換できるのだ」という学校の風土というか、そういう雰囲気を作っていくと、なかなか難しいのではないかと思います。学級活動でいじめの問題があんまり取り上げられないというのは、そういうこともあって、先生方が躊躇する部分もあるので、やはりそういういじめの話ができるような学級や学校の風土を作っていくということが、今後大事なのではないかなと思います。

時間も少し限られていて、この後もちっと報告もあるわけなのですが、御意見いかがでしょうか。角南委員、お願いします。

【角南委員】

本当に今、委員長や皆様が言われたとおりだなと思っていて、私もいじめ予防授業とか人権の授業に行くのですが、確かに外から行った人の話はよく聞いてくれるのですが、委員長が言われた、順番に広めていく、これを使っていく方法を聞いていて思ったのですが、あと今のご発言でもそうなのですが、やっぱり瀬戸本委員が言われたように、我がこととして子供たちに考えてもらうには、本当に一番いいのは、上手な技術のある先生たちは昔からやっていたと思うのですが、例えば、本当によくできている、この定義の図は、本当に素晴らしい、どこでも使える図なのですが、この中で、運動の苦手な子供に「あなたのせいで負けたのわかってるの?」と、運動会が終わった後に責めたとかというようなことを「つらいな」と思った子が友達に言って、先生の耳に入ったら、それを言った子と言われた子供の中だけで解消するのではなくて、できれば、クラスで、

ホームルームで取り上げて「今日こんなことがあったよ」と。名前を出さなくても。「これはどうしてったらいいだろう？」というふうに、そういうホームルームで、15分でも20分でも、みんなでそのことを考える。それって、考えなければいけないことなんだよということを、具体的にことが起こったときに、日常的に取り上げてもらうというのはいいのではないだろうか。それでこそ先程委員長が言われた、「先に全校集会でこういうものをみんなで知らせておいて、各クラスでも、それこそ、ちょっと教材化と題材化が専門外であれなのですけれども、どちらにせよ、これはこれで扱っていただく。だけれども、現実にはことが起こったときに、あまりにも大変なケースだと、警察マターになるようなケースだと、また違うとは思いますが、みんなで話し合う題材がまさに目の前にあったので、「次、起こらないように、どうしたらいいだろう」というのを、ホームルームで話し合うとかをやっていただけると、それこそお子さんたちの「自分たちで考える力」というのを自然に育めるのではないかなと。皆さんのお話を伺っていてちょっと思いついた次第です。ありがとうございます。

【和田委員長】

はい、ありがとうございました。それでは宮古委員、お願いします。

【宮古委員】

私も感想として、「子供自身がいじめ問題の理解を深め、自ら考えて」というところとして、まずこの「いじめ総合対策」、それぞれ子供版が整理されたというのは、とても素晴らしいことだと思っています。それで、いじめの定義ですとか、いじめがそもそも今どういうふうに定義されているのかということの理解を進めるということでも、保護者さんに、理解していただくためにも、とても重要だということでは間違いないと思っています。

それで、ここからちょっとないものねだりの発言になってしまうのですが、「知的な理解と実際の行動変容」というところまで考えると、どうしても知的理解だけでは、学習活動として十分でない部分もあると思うのです。ですので、この下巻は道徳科も特別活動も両方入っていて、とてもそこも重要だと思っています。つまり、知的な理解と体験的な学習、これは道徳科の中でももちろん体験的な活動を入れていく必要はあると思うのですけれども、それだけでは十分でない部分は、道徳科と特別活動がしっかりとリンクするような形で年間指導計画を組んで、体系的に行っていくとかが大切です。それで、やはりいじめについては多くの子供たちがいけないことだとはわかっているのだけれども、クラスで起こった場合、当事者意識を持って仲裁するまでには至らないというところは、多分多くの学校でそういう状況ではないかと。仲介まで求めることは、なかなか酷な話なのかもしれません。ただ一方で、子供たち自身に、いじめについて社会総がかりで臨んでいく上では、その学級・学校のコミュニティの一員であるという意識を持ってもらう必要がある。そうなったときには、そのクラスの中で、そういったトラブルが起こったときに、我がことのようにそれを感じて、仲裁まで行えるような、そういったことまで踏み込んで、市民性を養っていく必要がある。そう考えると、いかに体験的な学習も盛り込んで、知的な理解と、そしてそれがいかに行動に移していけるかというところの充実を図っていく必要がある。もう既に東京都ではやっておられるのは重々承知の上ですが、やっぱり道徳科と特別活動、そういったところをいかにリンクさせ、充実させていくかというところは大切なのかなというのは思いました。すみません、感想です。

【和田委員長】

はい。ありがとうございました。それでは、この件についてはよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

ウ いじめ防止対策推進法第 28 条及び第 30 条第 1 項に基づく報告について

【和田委員長】

それでは、次の審議に移りたいと思います。「ウ いじめ防止対策推進法第 28 条及び第 30 条第 1 項に基づく報告」に入りたいと思います。
ここからは非公開案件となります。

.....
【和田委員長】

それでは、以上で本日の審議は全て終了といたします。進行を事務局にお返しいたします。よろしくお願いいたします。

【(事務局) 小鍛冶主任指導主事】

委員長、そして委員の皆様、貴重な御審議を賜り、ありがとうございました。今後の都の施策に生かしてまいりたいと思います。

最後に 3 点、事務連絡をさせていただきます。

1 点は、今後の会議の日程等についてです。第 4 回の会議につきましては、令和 7 年 11 月を目途に実施したいと考えております。

改めて電子メール等で参加可能な日程を確認させていただき、決定してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

第 2 に会議録についてです。

1 週間後を目途に、会議録の案を、委員の皆様のメールアドレスに送信させていただきますので、お忙しいところ恐縮ですが、3 日間程度の間で内容を御確認いただき、修正がある場合は御連絡をいただきたいと考えております。

第 3 に、本日机の上に置かせていただいている、いじめ総合対策【第 3 次】上下巻及び【子供版】についてですが、本資料は委員の皆様がお手元に持っていただくために作成しております。重いものでございますので、よろしければお持ち帰りいただければと思います。

本日はどうもありがとうございました。

以上をもちまして、本日の、東京都教育委員会いじめ問題対策委員会を終了いたします。どうもありがとうございました。